

令和2年 第3回浅口市農業委員会議事録

令和2年3月13日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

召集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	欠	金光1	原田 恒明	出
2	大橋 浩治	出	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	田淵 義正	欠
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
			鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第 8号 農地法第3条関係

議案第 9号 農地法第5条関係

議案第10号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第 7号 農地法第18条関係

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会

開会（午後1時30分）

議長 それでは、皆さんお忙しいときにお集まりいただきましてありがとうございます。
寒さ暑さも彼岸までというんですが、まだ今度は寒気がおりてきて寒くなるそうなので、皆さんお体に十分お気をつけください。

それでは、令和2年第3回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は9名ですので、定足数に達しておりますので、これより農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則12条第2項の規定により、議長において6番佐藤委員、7番西本委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。マスクがあつたら言いにきいですね。

日程第3、議事に移ります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

662番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。マスクをつけたままで失礼したいと思います。では、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年3月13日提出。

番号662の1、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積433平方メートル。

番号662の2、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積455平方メートル。

番号662の3、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積320平方メートル。

譲り受け人は、金光町下竹、57歳、農業。譲り渡し人は、金光町下竹、59歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、原田委員、補足説明を願います。

委員 原田です。

この案件の場所なんですけど、浅口市の一番東に位置し、倉敷市とのちょうど境ぐらいのところに竹坂池、上池、下池があります。その下池のすぐ下のちょうど道沿いになります、南側の。その南側には主要道路の倉敷・笠岡線が走っていて、その中ほどに位置します。

譲り渡し人は、女性の方でひとり暮らし、最近では体調のほうが余り思わしくないということで、後継者もない、今後維持管理していくのが難しいということで譲り受け人との話がこのたびまとまりました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、662番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、663番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号663の4から10までの土地の所在地は、全て下竹。地目は、
全て田です。

　　番号663の4、面積1,021平方メートル。

　　番号663の5、面積750平方メートル。

　　番号663の6、面積1,066平方メートル。

　　番号663の7、面積520平方メートル。

　　番号663の8、面積1,079平方メートル。

　　番号663の9、面積342平方メートル。

　　番号663の10、面積524平方メートル。

　　譲り受け人は、金光町下竹、47歳、農業。譲り渡し人は、金光町下竹、59歳、
会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

　　譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、
通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると
認められます。

　　以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

　　以上です。

議 長 　　次に、原田委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　原田です。

　　先ほどの続きなんですけど、番号4番、5番、6番、7番は、1、2ページになり
ます。

　　理由としては、先ほどの譲り渡し人も同じ人なんで、維持管理できない、後継者が
ないということで譲り受け人と話がまとまりました。特に問題ありませんので、ご審
議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、663番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、668番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号668の1、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑。面積99平方メートル。
 番号668の2、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積353平方メートル。
 譲り受け人は、鴨方町みどりヶ丘、68歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町本庄、76歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。
 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
 以上です。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 7番西本です。
 これは、益坂の山田のところで、一番奥です。場所は、ここで何も問題なく、以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
 それでは、668番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、672番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号672の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。登記地目、田。現況地目、畑。面積23平方メートル。
 番号672の2、土地の所在地、鴨方町六条院中。登記地目、田。現況地目、畑。面積104平方メートル。
 番号672の3、土地の所在地、鴨方町六条院中。登記地目、田。現況地目、畑。面積170平方メートル。
 譲り受け人は、鴨方町六条院中、77歳、農業。譲り渡し人は、神奈川県鎌倉市寺分、69歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。
 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
 以上です。

議 長 次は、私のところですので、10番山下が説明をいたします。
位置図、集成図は7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。
場所については、旧定月池という池が、今は埋め立てられまして、住宅地になって
おります。その道路を挟んで北側のすぐ下にありますが、現在もう春野菜なんかも植
えられまして、きれいに管理がされております。別に問題ないと思います。よろしく
ご審議のほどお願いします。

委員 ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

議 長 なし声
質疑なしと認めます。
それでは、672番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、673番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号673、土地の所在地、寄島町。地目、畑。面積100平方メー
トル。
譲り受け人は、笠岡市横島、47歳、公務員兼農業。譲り渡し人は、新見市草間、
62歳、司法書士。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。
譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、
通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると
認められます。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
以上です。

議 長 次に、大島委員、補足説明をお願いします。

委員 推進委員大島です。
地図のほうは9ページ、10ページをごらんください。
これは、寄島から里庄に抜ける農道沿いに防衛省の通信設備がありまして、そこか
ら約200メートルほど北に行ったところになります。
譲り受け人は、相続により譲り受けになりまして、もともと果樹をつくってる畑に
隣接するのり面に当たる場所になります。現地調査したところ、特に問題のほうはあ
りませんでした。よろしくご審議のほうお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、673番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、677番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになります。

番号677の1から12までの土地の所在地は、全て下竹。地目は、全て田です。

番号677の1、面積235平方メートル。

番号677の2、面積443平方メートル。

番号677の3、面積30平方メートル。

番号677の4、面積404平方メートル。

番号677の5、面積140平方メートル。

番号677の6、面積700平方メートル。

番号677の7、面積241平方メートル。

番号677の8、面積907平方メートル。

番号677の9、面積203平方メートル。

番号677の10、面積542平方メートル。

番号677の11、面積532平方メートル。

番号677の12、面積33平方メートル。

譲り受け人は、金光町下竹、54歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、金光町下竹、75歳、無職、金光町下竹、75歳、無職、金光町下竹、74歳、無職、金光町下竹、81歳、農業及び埼玉県さいたま市岩槻区並木2丁目、75歳、会社員。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、原田委員、補足説明をお願いします。

委員 原田です。

場所は、位置、集成図の11、12ページになります。

県道382号、本庄・玉島線の新下竹橋より南に約250メートルの道路の東下に位置します。ちょうど中杉鉄工所の前になります。譲り渡し人が5名それぞれいるんですけど、高齢で今後も維持管理が大変難しい、後継者もないということで、このたび全員の方が贈与という形で話がまとまりました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、677番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

667番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は4ページになります。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年3月13日提出。

番号667、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積301平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市上富井、33歳、病院職員。譲り渡し人は、鴨方町益坂、71歳、団体職員。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、67.49平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、建蔽率は22.42%です。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長

次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員

7番西本です。

これは親子関係で、何も問題ありません。よろしくをお願いします。

議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、667番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、670番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。番号670の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積1,275平方メートル。

番号670の2、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積632平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市中島、建設業者。譲り渡し人は、金光町八重、72歳、無職。転用目的は倉庫と事務所です。施設の概要は、倉庫1棟、999平方メートル、木造平家建て、ここは「瓦葺き」と書いてますが「鋼板葺き」の間違いです、済いません。鋼板葺きと事務所1棟、26.76平方メートル、鉄骨平家建て、ここも「瓦葺き」でなくて「鋼板葺き」です、済いません。鋼板葺き、全体面積は隣接する宅地と合わせて2,789平方メートル、建蔽率は36.78%です。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長

次に、同じく私の担当地区です。10番山下が説明をいたします。

位置図、集成図は15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

場所は生石地区というところになります。二子池より東に約50メートル、道路を挟んで両側を譲り受けております。地番の463の1の宅地を取り壊しまして、そこも資材置き場にする予定で、現在宅地のほうは取り壊されております。南側を事務所とし、道路を挟んで北側を材料置き場を主に使われるそうであります。土木委員等の許可も受けており、別に問題ないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明をしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、670番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、671番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号671、土地の所在地、金光町下竹。地目、畑。面積9.03平方メートル。

譲り受け人は、金光町下竹、48歳、会社員。譲り渡し人は、鴨方町みどりヶ丘、78歳、無職。転用目的は墓地です。施設の概要は、墓地1基、9.03平方メートルです。農地区分は第2種ですが、周辺は墓地として区画整理されており、申請地はその中に畑として残っていた区画となります。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、原田委員、補足説明をお願いします。

委員 原田です。

この案件の場所は、位置、集成図の17、18ページになります。

下竹地区に寺尾というところがあるんですけど、その裏の北側に小高い山があります。上竹と下竹の境ぐらいに当たるんですけど、その頂上付近に霊園がありまして、その中の一画に属しています。地元の方が墓を建てたいということで、このたび譲り渡し人との話がまとまりました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、671番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、674番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は5ページになります。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）。令和2年3月13日提出。

番号674の1、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積259平方メートル。

番号674の2、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積704平方メートル。

借り受け人は、香川県高松市塩屋町、京セラコミュニケーションシステム株式会社。貸出人は、鴨方町六条院東、55歳、会社員及び東京都小平市小川町、83歳、無職。転用目的は通路です。施設の概要は、借り受け人は申請地に隣接するため池に水上用の太陽光発電パネルの設置工事を行います。その工事車両の通路として申請地を使用しようとするものです。工事完了後は原状に回復しますが、その原状回復工事の期間も含めて今年の10月末までの一時転用を申請したものです。農地区分は第2種で、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありませ

ん。

以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

次に、11番渡辺委員、補足説明を願います。

委員

11番渡辺でございます。

この案件の場所につきましては、JA岡山西の旧四条原の店がありますが、それから北へ300メートルぐらい行きました吉池という池の南側に位置します。先ほどの説明にもありましたように、その吉池に太陽光パネルを設置するというので、一時的に転用するというのであります。問題ないと思われま

す。よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、674番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、675番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は6ページになります。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和2年3月13日提出。

番号675の1、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積127平方メートル。

番号675の2、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積349平方メー

トル。

借り受け人は、鴨方町六条院東、42歳、会社員。貸出人は、鴨方町六条院東、73歳、農業。転用目的は分家住宅です。施設の概要は、居宅1棟、99.78平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、駐車場2台分、25平方メートル、建蔽率は22.12%です。貸出人は1,000平方メートル以上の農地を所有しており、借り受け人は将来この貸出人の農業を引き継ぐこととしています。農地区分は第2種で、借り受け人に当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委 員 渡邊です。

この案件の場所なんですけれども、先ほども申し上げましたが、岡山西農協の四条原の旧店舗から南東方向に200メートルぐらい行きました森迫川沿いの南側になります。この案件は、今年の農業振興地域から外した土地になります。貸出人と借り受け人は親子関係でありまして、農業を引き継ぐということで、ちょうど父親の隣に家を建てるということであります。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、675番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第10号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

ただし、虫明祝典委員と安田委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、両委員は当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(虫明委員、安田委員 退場)

議 長 それでは、説明をお願いいたします。

事務局 議案書は7ページになります。

議案第10号農用地利用集積計画について。令和2年3月13日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号63番から86番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は18名です。更新件数が23件で、新規件数が10件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が7件、3年以上6年未満が24件、10年以上が2件です。地目別設定面積は、田2万5,317平方メートル、畑2,101平方メートル、計2万7,418平方メートルです。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

　　虫明委員、安田委員に入室をしてもらってください。

(虫明委員、安田委員 入場)

議長 　　委員に報告をいたします。

　　議案第10号については承認されました。

　　日程第4、報告事項に移ります。

　　報告第7号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

　　事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は12ページになります。

　　報告第7号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年3月13日提出。

　　番号669、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積632平方メートル。

　　借り受け人は、鴨方町鳩ヶ丘、70歳、無職。貸出人は、金光町八重、72歳、無職。合意年月日は令和2年2月13日、引き渡し年月日は令和2年4月30日です。

　　続きまして、番号676の1、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積404平方メートル。

　　番号676の2、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積700平方メートル。

　　借り受け人は、金光町下竹、71歳、農業。貸出人は、金光町下竹、75歳、無職。合意年月日は令和2年2月1日、引き渡し年月日は令和2年3月16日です。

　　以上です。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

　　日程第5、その他に移ります。

　　事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 　　失礼します。本日のその他は、少し多いですけど7件ご報告いたします。

まず、1件目ですが、全国農業新聞に先月の法律勉強会の記事を紹介させていただきました。

事務局 次に2件目、田淵委員の状況についてご報告いたします。

事務局 続きまして、3件目で、梶原委員の選任同意について。

事務局 続きまして、4件目、農地の賃貸借情報について。

事務局 続きまして（5件目）は、稲わらの野焼きの抑制について。

事務局 続きまして（6件目）、追認の是非について。

事務局 最後（7件目）に次回の委員会です。

4月15日水曜日午後1時30分から、場所はもとの3階の会議室になります。

以上です。

議長 そのほか、委員の方で何かご意見、ご希望等ありましたら。

どうぞ、安田委員。

委員 安田です。農協のほうから浅口市地域農業再生協議会というて、これが来て、なぜこれを今日議題にした。

委員 農業共済の掛金のベースになる分でしょうたんですけど、農業共済が、去年から任意になったじゃないですか。それで古い人は、農協へ言うてOKをもろうたけえ農業委員会のほうも市のほうもOKになったいうておっしゃるわけですね。

事務局 一緒に産業振興課のほうへ。

議長 お願いします。

そのほか何かご意見ありませんでしょうか。

委員 なし声

議長 それでは、ないようですので、本日の委員会は以上で閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時27分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月13日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩